

その1の(1) (診療施設の開設者の場合)

診療施設開設届出書

開設後10日以内に
届け出てください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

開設者が法人である場合は、
登記されている住所・名称を
記載してください。

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
住所 札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目〇〇番〇〇号
(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)
氏名 株式会社〇〇〇〇〇〇

届出内容の確認等が必要な場合の連絡先 (TEL・
メールアドレス) の記載にご協力をお願いします

代表取締役 〇〇 〇〇
〇〇〇-〇〇〇〇 ××××@××××.×××

診療施設を開設したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 開設者の氏名及び住所 (名称及び主たる事務所の所在地)

株式会社〇〇〇〇〇
札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目〇〇番〇〇号

開設者が獣医師である場合
は、氏名の前に「獣医師」と
記入してください。

※個人の場合 獣医師 〇〇 〇〇
札幌市東区北〇〇条東〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇マンション〇〇〇号室

2 診療施設の名称 〇〇〇〇動物病院

3 開設の場所 札幌市北区北〇〇条西〇〇丁目〇〇番〇〇号

4 開設の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

事前の届出はできません。

5 診療施設の構造設備の概要等

(1) 構造設備の概要

構造設備	内容
ア 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備 (有・無)	おり、 <u>ケージ</u> 、けい留設備、動物が自力で開閉できない構造の <u>扉・窓</u> 、その他 ()
イ 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備 (有・無)	<u>隔離収容設備</u> (<u>隔離入院室</u>)、おり・ケージの間に間仕切り板を設置したもの、その他 ()
ウ 消毒設備 (有・無)	<u>煮沸消毒器</u> 、 <u>滅菌手洗器</u> 、 <u>オートクレーフ</u> 、 <u>ガス滅菌器</u> 、 <u>噴霧器</u> 、 <u>散霧器</u> 、その他 ()
エ 調剤設備 (有・無)	
(ア)採光、照明及び換気 (有・無)	<u>窓</u> 、 <u>照明</u> 、 <u>換気扇</u>
(イ)冷暗貯蔵設備 (有・無)	<u>冷蔵庫</u> 、その他 ()
(ウ)調剤器具 (有・無)	<u>調剤台</u> 、 <u>はかり</u> 、 <u>薬匙</u> 、 <u>その他</u> (<u>分包器</u>)
オ 手術設備 (有・無)	
(ア)内壁を覆う材質	コンクリート、モルタル、タイル、 <u>その他</u> (<u>抗菌ビニールクロス</u>)
(イ)床を覆う材質	コンクリート、 <u>モルタル</u> 、タイル、その他 ()
(ウ)その他の清潔を保つことができる構造 (有・無)	()

(2) 主な器具及び機械の品目及び数量

品目	数量	品目	数量
エックス線撮影装置	1	ICU装置	3
デジタルレントゲン装置	1	電気メス	1
超音波診断装置	1	輸液ポンプ	1
生化学分析装置	1	遠心分離機	1
消化器内視鏡スコープ	1	酸素濃縮器	2
麻酔器	1	人工呼吸器	2
顕微鏡	1	生体情報モニター	2
心電計	1		

行が不足する場合は、追加するか、別紙を添付してください。

(3) 平面図 別添のとおり

6 エックス線装置等の有無 有 (別添のとおり) ・ 無

法人代表者が管理者の場合、法人ではなく、管理者個人の住所を記載してください。

7 診療施設の管理者の氏名及び住所
○○ ○○

札幌市西区○○○○条○丁目○ー○ ○○マンション○○号室

書換えを行っている場合も、最初に登録された年月日を記載してください (免許証は表・裏の写しを添付してください)。

8 診療の業務を行う獣医師の氏名等

氏名	登録年月日	登録番号
○○ ○○	平成○○年○○月○○日	第○○○○○号
●● ●●	平成●●年●●月●●日	第●●●●●号

主

9 診療の業務の種類 (診療の主たる対象) 産業動物、 小動物、その他 ()

10 定款 (法人の場合に限る。) 別添のとおり

複数を対象とするのであれば、主/従が分かるように○を付けてください。

登記事項証明書ではなく、定款の写しを添付してください。

11 診療規程及び診療費徴収規程の有無 有 (別添のとおり) ・ 無

注1 「1 開設者の氏名及び住所」については、開設者が獣医師である場合は、氏名の前に「獣医師」と記入すること。

2 「5 診療施設の構造設備の概要等」については、次によること。

(1) 「(1) 構造設備の概要」については、アからオまでに掲げられた設備を設ける場合は、有に○を付け、内容のうち該当するものに○を付けること。

なお、「その他」の場合は、その内容を括弧内に記入すること。

(2) 「(3) 平面図」については、診療室、手術室、調剤室、エックス線診療室、待合室、入院室

(ケージ等の施設を含む。)、薬品保管庫等の位置関係及び広さが確認できるものを添付すること。

- 3 「6 エックス線装置等の有無」については、獣医療法施行規則第1条第1項第6号に規定するエックス線装置、同項第7号に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置、同項第8号に規定する診療用放射線照射装置、同項第9号に規定する診療用放射線照射器具、同項第10号に規定する放射性同位元素装備診療機器又は同項第11号に規定する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素のいずれかの装置等を備えている場合は、有に○を付け、別紙1から別紙6までの該当する概要書を添付すること。
- 4 「7 診療施設の管理者の氏名及び住所」については、開設者が獣医師であって自らその診療施設を管理する場合は、「開設者」と記入すること。
- 5 「8 診療の業務を行う獣医師の氏名等」については、当該獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。
- 6 「9 診療の業務の種類」については、診療の主な対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第2条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付けること。
なお、「その他」の場合は、対象を括弧内に記入すること。
- 7 「11 診療規程及び診療費徴収規程の有無」については、診療規程、診療費徴収規程その他これらに類する定めがある場合には、有に○を付け、当該規程等を添付すること。